

日本食普及の特別親善大使及び日本食普及の親善大使設置要綱

制定 平成 27 年 2 月 26 日 26 食産第 3953 号
農林水産省食料産業局長通知
改正 平成 28 年 9 月 28 日 28 食産第 2687 号
令和 2 年 4 月 1 日 元食産第 5890 号
令和 4 年 7 月 13 日 4 輸国人第 28 号
令和 5 年 7 月 19 日 5 輸国人第 53 号
令和 8 年 4 月 10 日 7 輸国第 4842 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「日本食普及の特別親善大使」（以下「特別親善大使」という。）及び「日本食普及の親善大使」（以下「親善大使」という。）を任命するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における各用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

日本食・食文化等	日本食・食文化及び日本産農林水産物・食品。
食産業関係団体	別紙 1 に掲げる団体。
日本食・食文化等関係者	日本食料理人、料理学校関係者、食産業関係団体の役員及び構成員、日本産農林水産物・食品を取り扱う流通事業者その他の日本食・食文化等の専門家である個人。
輸出支援プラットフォーム	独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）の海外事務所及び在外公館等が主な構成員となり、日本産農林水産物・食品の輸出事業者、現地に進出している国内の食品関連事業者等を、現地発の視点で継続的に支援する枠組。
推薦機関	在外公館等の長、ジェトロの海外事務所及び国内事務所の長、輸出支援プラットフォーム、農林水産物等輸出促進全国協議会会員及びその海外出先機関、食産業関係団体の長その他（候補者本人及び候補者の三親等内の親族が所属しない日本国内の団体に限る。）の親善大使の候補者を推薦することができる機関。
選考委員会	農林水産省輸出・国際局長（以下「輸出・国際局長」という。）が親善大使に相応しい者を選

	考するために設置する、既に任命されている親善大使及び日本食・食文化等の有識者から構成される委員会。
--	---

(要件)

第3条 特別親善大使は、日本食・食文化等の広告塔として国内外への情報発信等を行うことを目的として、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 芸能人又は著名人であること。
- (2) メディア露出度が高く、国内外において日本食・食文化等の魅力の効果的な発信を行うことが期待できる者であること。
- (3) 「和」の持つ温かさ、奥ゆかしさ等のイメージを有していること。
- (4) 国民の幅広い層から好感を得ており、海外においても知名度を有すること。

2 親善大使は、専門家の視点に立って国内外への日本食・食文化等の魅力の効果的な発信及び普及を行うことを目的として、次の全ての要件を満たす日本食・食文化等関係者とする。なお、国籍は問わないものとする。

- (1) 海外における日本食・食文化等の普及に係る公益性を有する取組につき実績を有すること。
- (2) 親善大使への任命後も引き続き、海外への日本食・食文化等の普及に係る取組を行う意思を有すること。
- (3) 国内外の日本食・食文化等に関わる事業者、有識者等とのネットワークを有すること。
- (4) 国内外への情報発信力を有すること。
- (5) 優れた人格並びに日本食・食文化等に関する識見及び力量を有する者であること。
- (6) 海外を活動拠点とする者であって、任命後2年を超えて、当該活動拠点における継続的な活動が見込まれること。
- (7) 過去に第5条第4項に基づく解任又は第5項に基づく任命の取消しを受けたことがないこと。

(任命等)

第4条 特別親善大使は、前条第1項に規定する全ての要件を満たす者の中から本人の承諾を得て、農林水産大臣が1名に限り任命する。

2 親善大使は、前条第2項に規定する全ての要件を満たす者の中から、選考委員会の選考を経て、輸出・国際局長が任命する。

3 親善大使は、その任命をもって、「日本食普及の親善大使」「Japanese Cuisine Goodwill Ambassador」の称号を在任中に限って使用することができる。

(辞任、解任及び任命取消し)

第5条 特別親善大使は、文書で農林水産大臣に届け出ることにより辞任することができる。

2 親善大使は、直接又は自己を推薦した推薦機関を経由して、輸出・国際局長に文書で届け出ることにより辞任することができる。

3 農林水産大臣は、特別親善大使が第3条第1項に規定する要件のいずれかを欠くに至ったときその他日本食・食文化等の魅力発信に支障があるため不相当と認めるときは、その特別親善大使を解任することができる。

4 輸出・国際局長は、親善大使が第3条第2項に規定する要件のいずれかを欠くに至ったときその他日本食・食文化等の魅力発信に支障があるため不相当と認めるときは、その親善大使を解任することができる。

5 輸出・国際局長は、推薦機関から提出された推薦書類に不実又は虚偽の記載の事実が判明した場合には、その推薦に係る親善大使の任命を取り消すことができる。

6 特別親善大使又は親善大使の辞任及び解任並びに親善大使の任命取消しの手続きについては、別途実施要領に定める。

(活動)

第6条 特別親善大使及び親善大使は、日本食・食文化等の魅力発信に関し、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 特別親善大使及び親善大使としての公益性を有する自らの活動や各種メディアでの情報発信
- (2) 日本食・食文化等の普及を目的に含む農林水産省等が実施する事業及び活動への協力
- (3) その他輸出・国際局長が認める活動

(親善大使による報告)

第7条 親善大使は、各年度における親善大使としての活動実績等を、自己を推薦した推薦機関に報告しなければならない。

2 推薦機関は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を確認した上で、輸出・国際局長に報告しなければならない。なお、報告に関する手続きは、別途実施要領に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、親善大使は、自己を推薦した推薦機関に第1項の報告をすることができない事由がある場合には、直接、輸出・国際局長に報告するものとする。

4 親善大使は、任命時点における海外の活動拠点の国・地域を変更する場合には、自己を推薦した推薦機関に対し、事前にその移転先の国・地域及び移転の理由を報告しなければならない。親善大使が活動拠点の国・地域を変更する場合の取扱いについては、別途実施要領に定める。

5 輸出・国際局長は、前各項の規定によるもののほか、必要に応じ、親善大使

及び推薦機関に対し、その活動状況等について報告を求めることができる。

(報酬)

第8条 特別親善大使の活動に対する報酬については、特別親善大使又はその代理人と輸出・国際局海外需要開拓グループが協議して定めるものとする。

2 親善大使の活動は、無報酬とする。ただし、親善大使としての活動に要する交通費等の実費、謝金等を受領することを妨げない。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、輸出・国際局長が別に定める。

別紙 1

食産業関係団体

全国調理関係団体連盟

公益社団法人 日本調理師会

一般社団法人 全国日本調理技能士会連合会

公益社団法人 全国調理師養成施設協会

公益社団法人 日本全職業調理士協会

公益社団法人 日本料理研究会

一般社団法人 全日本・食学会

全国すし商生活衛生同業組合連合会